イ）甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の複数経路のうち首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額が最も低い額となる場合

首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額を東京外環自動車道経路の料金の額に適用するものとする。

ロ）甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の複数経路のうち東京外環自動車道経路が最も低い額となる場合

東京外環自動車道経路の料金の額を首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額に適用するものとする。

ハ）甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の複数経路のうち首都高速道路経路が最も低い額となる場合

首都高速道路経路の料金の額を首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額及び東京外環自動車道経路の料金の額に適用するものとする。

(ﾊ)　次のイ）からハ）のいずれかに該当する場合における料金の額は、以下のとおり算出するものとする。

なお、料金の額の算出にあたっては、(2)③から⑥まで、⑨から⑪まで又は⑬で定める割引が適用される場合は、当該割引を適用して算出するものとし、名古屋高速道路公社が管理する道路の料金の額は、名古屋高速道路公社が道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第13条に基づく国土交通大臣の認可を受けた料金の額及び割引制度（以下「名古屋高速道路料金の額」という。）を適用して（ただし、適用する割引制度は、ＥＴＣ夜間割引に限る。以下(ﾊ)において同じ。）算出するものとする。ただし、甲インターチェンジと次表の(A)に掲げる接続部の間、(A)に掲げる接続部と乙インターチェンジの間又は(A)に掲げる接続部相互間における倍超経路を走行した場合を除く。また、甲インターチェンジと乙インターチェンジの間における倍超経路を走行した場合は、走行経路に基づき①、②及び③に定める方法により算出した額とする。（各経路毎の距離比は別添３及び別添５に定めるキロ程により算出するものとする。）

イ）甲インターチェンジ及び乙インターチェンジが名古屋環状２号線、第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南インターチェンジから東海インターチェンジまでの区間、伊勢湾岸道路の東海インターチェンジから飛島インターチェンジまでの区間又は名古屋高速道路公社が管理する道路のインターチェンジを含まない場合

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間（名古屋環状２号線又は名古屋高速道路公社が管理する道路が介在する場合を含む。以下(ﾊ)において同じ。）に、(A)に掲げる接続部相互間を経由し名古屋環状２号線（ただし、当該経路に名古屋高速道路公社が管理する道路を含む場合は、次表の(B)に掲げる道路を除く。）を連続して通行することが可能な経路（以下「名古屋環状２号線等経路ⅰ」という。以下イ）において同じ。）又は(A)に掲げる接続部相互間を経由し名古屋高速道路公社が管理する道路（ただし、(B)に掲げる道路を経路に含む場合に限る。）を連続して通行することが可能な経路（以下「名古屋高速道路都心部経路ⅰ」という。以下イ）において同じ。）があり、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより通行する場合（ＥＴＣ車に限る。）（以下(ﾊ)において同じ。）における甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額のうち次のＡからＣまでのいずれかに該当する場合の料金の額は、その定める方法により適用した額とする。

なお、ＡからＣまでに掲げる、東海環状自動車道等経路ⅰ（名古屋環状２号線等経路ⅰ及び名古屋高速道路都心部経路ⅰ以外の経路をいう。以下同じ。）の料金の額、名古屋環状２号線等経路ⅰの料金の額及び名古屋高速道路都心部経路ⅰの料金の額は、次のとおり算出した料金の額をいう。

東海環状自動車道等経路ⅰの料金の額：

①、②、③、④イ(ｲ)及び(ﾛ)に定める方法により算出した、甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額とする。

名古屋環状２号線等経路ⅰの料金の額及び名古屋高速道路都心部経路ⅰの料金の額：

①、②、③、④イ(ｲ)及び(ﾛ)に定める方法により算出した甲インターチェンジと(A)に掲げる接続部相互間及び(A)に掲げる接続部と乙インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額（ただし、名古屋環状２号線及び名古屋高速道路公社が管理する道路における料金の額は除く。）、①ロ(ﾛ)に定める料金の額、名古屋高速道路料金の額（ただし、Ａ及びＢの定める方法による料金の額の算出にあたっては、ＥＴＣ夜間割引は適用しない。）を合算した額とする。

Ａ　甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の複数経路のうち名古屋環状２号線等経路ⅰの料金の額が最も低い額となる場合、名古屋環状２号線等経路ⅰの料金の額を東海環状自動車道等経路ⅰの料金の額に適用するものとする。

Ｂ　甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の複数経路のうち名古屋高速道路都心部経路ⅰの料金の額が最も低い額となる場合、名古屋高速道路都心部経路ⅰの料金の額を東海環状自動車道等経路ⅰの料金の額に適用するものとする。

Ｃ　甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の複数経路のうち、(C)に掲げる道路の内外を、同一の接続部を経由し通行する名古屋高速道路都心部経路ⅰ及び名古屋環状２号線等経路ⅰの料金の額を比較し、名古屋高速道路都心部経路ⅰの料金の額を名古屋環状２号線等経路ⅰの料金の額が上回る場合、名古屋環状２号線等経路ⅰの料金の額に名古屋高速道路都心部経路ⅰの料金の額を適用するものとする。

ロ）甲インターチェンジ又は乙インターチェンジが名古屋環状２号線、第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南インターチェンジから東海インターチェンジまでの区間、伊勢湾岸道路の東海インターチェンジから飛島インターチェンジまでの区間又は名古屋高速道路公社が管理する道路のインターチェンジを含む場合

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、（Ａ’）に掲げる接続部等を経由し名古屋環状２号線（ただし、当該経路に名古屋高速道路公社が管理する道路を含む場合は、次表の(B)に掲げる道路を除く。）を連続して通行することが可能な経路（以下「名古屋環状２号線等経路ⅱ」という。以下ロ）において同じ。）、（Ａ’）に掲げる接続部等を経由し名古屋高速道路公社が管理する道路（ただし、(B)に掲げる道路を経路に含む場合に限る。）を連続して通行することが可能な経路（以下「名古屋高速道路都心部経路ⅱ」という。以下ロ）において同じ。）又は（Ａ’）に掲げる接続部等を経由する経路（ただし、名古屋環状２号線又は名古屋高速道路公社が管理する道路を経路に含む場合を除く。以下「伊勢湾岸道路等経路」という。以下ロ）において同じ。）がある場合における甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額のうち次のＡに該当する場合の料金の額は、その定める方法により適用した額とする。